



ハンカチの木

NAO Letter

N
A
O
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 5月の税務と労務

- 国 税／4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税／3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税／9月決算法人の中間申告 5月31日
- 国 税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税／特別農業所得者の承認申請 5月15日

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

地方税／自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワン
ポイント

地方税納付書にQRコード 令和5年度から、地方税の納付書に「地方税統一QRコード」(eL-QR)が付されています。このQRコードにより、市・県民税(普通徴収)や固定資産税・都市計画税、自動車税・軽自動車税(種別割)について、eLTAXや金融機関、スマホアプリによる納税ができます(対象税目は自治体により異なります)。

仕事と不妊治療の両立



現在、さまざまな企業で、社員が不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりに取り組む動きが広がっています。こうした取り組みは、離職の防止、社員の安心感やモチベーションの向上、新たな人材を引き付けることなどに繋がります。

今回は、不妊治療と仕事との両立を図る社内取り組みについて、解説します。

一 現状

まずは、不妊治療及び仕事との両立の現状、そして法令等の動向についてお伝えします。

(1) 不妊治療及び仕事との両立の現状

- ① 不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合
「不妊の検査や治療を受けたことがある」（又は、現在受けている）夫婦は18・2％で、これは夫婦全体の5・5組に1組の割合になります。
- ② 仕事と不妊治療の両立状況
「両立している」は53％で、以下、「両立できず仕事を辞めた」16％、「両立できず不妊治療をやめた」11％、「両立できず雇用形態を変えた」8％の順で、「その他」が12％でした。
- ③ 仕事と不妊治療を両立する上で利用した制度
利用した（または利用しようとしている）制度は、「年次有給休暇」が最も多く、次いで「柔軟な勤務を可能とする制度（勤務時間、勤務場所）」「休職制度」となっています。
- ④ 仕事と不妊治療との両立をする上での会社等への希望
「不妊治療のための休暇制度」や「柔軟な勤務を可能とする制度（勤務時間、勤務場

所）、「有給休暇を時間単位で取得できる制度」が多く挙げられています。その他、「有給休暇など現状ある制度を取りやすい環境作り」や「上司・同僚の理解を深めるための研修」等も一定程度ニーズがあります。

① (2) 法令等の動向

不妊治療と仕事との両立については、令和3年2月に次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく行動計画策定指針が改正され、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が追加されました（令和3年4月より適用）。
前記の一般事業主行動計画とは、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組む計画をいいます。企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

追加された内容は、次のとおりです。

〈不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施〉

働きながら不妊治療を受ける労働者が不妊治療のための時間を確保できるようにするため、次の措置を講ずる。

- ・ 不妊治療のために利用することができる休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含む。）

- ・ 年次有給休暇の半日単位の付与や時間単位付与制度

- ・ 所定外労働の制限

- ・ 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度

- ・ フレックスタイム制

- ・ 短時間勤務制度、テレワーク（ICTを活用した場所にとらわれない働き方をいう。）の導入

- ・ その他の措置

この場合、具体的なニーズは労働者によって様々であることが想定されることから、各企業において、不妊治療と仕事の両立の推進に関する取

組体制を整備し、その雇用する労働者のニーズを把握するための調査を行い、その結果を踏まえた措置を講ずることが望ましい。また、不妊治療と仕事の両立の推進に関する企業の方針や具体的措置についての労働者に対する周知、社内における理解促進のための取組、担当者による相談対応等を併せて行うことが望ましい。

また、休暇制度等の運用に当たっては、プライバシー保護の観点から、労働者の不妊治療等の機微な個人情報取り扱いに十分留意することが必要である。

② くるみん認定制度

令和4年4月より「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業を認定する「くるみんプラス」等制度が新設された（厚生労働省）。

この制度は、次世代法に基づき、「くるみん」等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、3種類のくる

みにそれぞれ「プラス」認定を追加するものです。

二 両立支援の実施

社員の不妊治療と仕事との両立支援の取組を行うには、以下の5つのステップが必要と考えられます。

(1) 取組方針の明確化、取組体制の整備

- ・ 企業の方針を企業トップが社内に周知する
- ・ 両立支援担当者の決定
- ・ 社内外の対応について情報収集

(2) 社員の不妊治療と仕事との両立に関する実態把握

- ・ 社内の理解度を把握
- ・ 社内のニーズ等を把握
- ・ 社員からのヒアリング
- ・ 労働組合等との意見交換

実態把握のアンケートやヒアリング項目については、厚生労働省が公開している「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」に例示されていますので、ご活用されるとよいでしょう。

- ・ (3) 制度設計・取組の決定
- 実態把握を踏まえてニーズ

に応じた制度設計
就業規則の整備

・ (4) 運用

- ・ 社内へ制度の周知
- ・ 社内意識の醸成

運用の際は、社内の相談窓口を定めて周知することのほか、外部の不妊専門相談センター（厚生労働省ホームページに、全国のセンター一覧公開）への相談を勧めることも有効です。

- ・ (5) 取組実績の確認、見直し
- ・ 制度や取組実績の確認
- ・ 制度や取組の浸透状況、要件・手続き
- ・ 社員のニーズ等を改めて確認
- ・ 制度・運用の見直し

三 支援のための各種制度や取組

不妊治療と仕事との両立を支援するための各種制度や取組の例を大きく4つに分類して、紹介します。

- ① 不妊治療のために利用可能な休暇・休職制度
- ・ 不妊治療に特化した休暇制度
- ・ 不妊治療に特化しないが、

不妊治療も対象となる休暇制度

- ・ 失効年次有給休暇の積立制度
- ・ 半日単位、時間単位の年次有給休暇の取得制度
- ・ 不妊治療に特化した休職制度

② 両立を支援する柔軟な働き方に資する制度

- ・ フレックスタイム制
- ・ 時差出勤制度
- ・ 短時間勤務制度
- ・ テレワーク
- ・ 再雇用制度

③ 費用の助成制度

- ・ 不妊治療費への補助金制度

④ その他の取組

- ・ 専門家への相談
- ・ eラーニング
- ・ 研修、セミナー、啓発資料の作成配布等の啓発活動
- ・ 社員のニーズ調査の実施
- ・ 人事労務担当者、産業医等、産業保健スタッフ、経験者に相談できる体制整備、情報提供

オンライン事業所 年金情報サービス

令和5年1月から、毎月の社会保険料額等の情報をオンラインで取得できる「オンライン事業所年金情報サービス」が開始されました。このサービスは、事業主が、毎月の社会保険料額情報等の電子データを「e-Gov」のマイページで受け取るサービスで、初回の申込み以降は定期的に受け取ることができます。

1 メリット

利用のメリットは、次のとおりです。

(1) 紙の通知書よりも早く受け取り・確認が可能

納入告知書等の到着前に毎月の社会保険料額を確認できるなど、これまでよりも早く各種情報・通知書の受け取り・確認ができます。

(2) 定期的に受け取りが可能

一度申込みした後は、定期的に情報が送

られます。

(3) データの活用が可能

電子データで受け取れるため、社内システムで取り込み、自社で保有するデータとの突合等、業務の効率化を図ることができます。

2 手順

申込みの手順は、次のとおりです。

- ① G Biz ID を取得
- ② e-Govのマイページにログイン
- ③ 利用申込み

電子データで受け取れる各種情報・通知書は、以下のとおりです。

- ・ 社会保険料額情報
- ・ 保険料増減内訳書
- ・ 基本保険料算出内訳書
- ・ 賞与保険料算出内訳書
- ・ 被保険者データ
- ・ 決定通知書等

オンライン事業所年金情報サービスの利用方法等については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

出産育児一時金の金額変更 〔健康保険〕

令和5年4月より、出産育児一時金（健康保険）が引き上げられました。出産育児一時金は、健康保険の被保険者又は被扶養者が出産したときに支給されるものです。支給額は、これまでも出産費用等の状況を踏まえて弾力的な改定が行われており、今回は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案して、以下のように引き上げられることとなりました。

（改正前）

40.8万円＋加算1.2万円 総額42万円

（改正後）

48.8万円＋加算1.2万円 総額50万円

「総額」は、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る支給額を加算した後の金額です。

なお、出産育児一時金の支給は、被保険者等が医療機関等に対して支払う出産費用に充てることができるよう、医療機関への直接支払制度により行われています。

地域若者サポートステーションの紹介

地域若者サポートステーション（サポステ）は、働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの方を対象に、就労に向けた支援を行う機関です。身近に相談できる機関として、全ての都道府県に設置されています（令和5年2月時点177か所）。インターネット上に設けられたサポステネット（「サポステ」

で検索）では、全国の設置場所情報や支援内容等が公開されています。近くにはサポステがない場合であっても、「サテライト」「出張相談」「メールや電話による相談」などを行っている場合もありますので、最寄りのサポステにお問い合わせください。費用は、一部を除き原則として無料です。